

平成21年

# 上砂川町議会議録

第7回 臨時会

上砂川町議会

# 平成21年第7回臨時会

(11月27日)

議事日程 .....	3
会議録署名議員 .....	3
開会の宣告 .....	3
開議の宣告 .....	3
会議録署名議員指名について .....	3
会期決定について .....	3
議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案 可決） .....	3
議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可 決） .....	3
閉会の宣告 .....	6
出席議員 .....	8
説明のため出席した者 .....	9
事務局職員出席者 .....	9

平成 2 1 年

## 上砂川町議会第7回臨時会会議録（第1日）

11月27日（金曜日）午前10時00分 開会  
午前10時15分 閉会

### ○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
11月27日 1日間
- 第 3 議案第37号 特別職の職員の給与  
に関する条例等の一部を改正する条  
例制定について
- 第 4 議案第38号 一般職の職員の給与  
に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

### ○会議録署名議員

8番 横 溝 一 成  
9番 柳 川 暉 雄

### ◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、数馬議員から所用のため欠席する旨の届け出がありましたので、8名であります。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成21年第7回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

### ◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、8番、横溝議員、9番、柳川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

### ◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

### ◎議案第37号 議案第38号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第37号と日程第4、議案第38号については関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） たいま一括上程されました議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について並びに議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括して提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

提案理由といたしましては、平成21年8月11日付の人事院勧告に基づき、職員の給与の支給に関し、関係条例を改正し、あわせて行財政改革に係る削減内容の見直しを講ずるものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例本文の別表、各表が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 特段の異議がないと認めますので、本文の別表、各表読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案の第37号及び議案第38号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、平成21年8月11日付の人事院勧告に基づき一般職の給料表の改定及び議員各位を含む特別職の期末、勤勉手当の支給月数について改正し、あわせて行財政改革による独自削減分の内容について見直しを行うものであります。

お手元に配付してございます資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。初めに、1の人事院勧告の概要であります。人事院では、景気の

底冷え感など現下の社会経済情勢を受けまして、公務員と民間企業との格差是正を考慮し、国家公務員等に対し支給する給料及び期末、勤勉手当について減額する必要がある旨などの勧告を行いました。

主な勧告内容であります。①のとおり給料表について初任給を中心とした若年層などを除き、すべての俸給月額について平均0.2%の減額、また期末、勤勉手当につきましても②の表にありますように本年6月に人勧により実施した0.2カ月の引き下げにさらに0.15月マイナスの年間トータルでは0.35月の引き下げを行い、現行支給月数を4.5カ月から4.15月とする内容でございます。道におきましても同様の措置がなされる予定でございますので、本町におきましても人事院勧告を尊重することを基本としておりますことから、これに準拠すべく改定するものであります。

資料裏面の2、本町の改定をごらんいただきたいと思います。勧告どおり一般職の給料表及び期末、勤勉手当の支給月数の改定を行うものであります。②の期末、勤勉手当についてのうち議員各位を含む特別職の期末支給月数につきましては、過去に実施された人事院勧告の影響によりまして一般職の期末、勤勉手当の支給月数より現行では0.05月下回っているところでございます。本年度以降は、一般職と同月数に改定を行い、支給月数を4.15月とするものでございます。

なお、③の住居手当につきましては、現行新築購入住宅を5年に限り毎月2,500円を支給しておりますが、本町の大きな課題でございます定住対策、そして持ち家住宅の促進の観点から、近隣市町の状況も十分比較検討した上で5年の期限を設けず、支給額については2,500円引き上げるといふことで、従前どおり町内居住者に限り、明年の1月より一律5,000円を支給するものでございます。

さらに、議員各位を初め町民の皆様のご理解のもと、現在まで進めております行財政改革の

一環の職員給与等の独自削減であります。④のとおり職員給与は現行の15%削減から先ほど述べた今回の人事院勧告での0.2%削減分をその内数とし処理していきたいということでございまして、14.8%の削減へ改定する。さらに、平成17年度から段階的に引き下げを続け、現行で独自に10%を削減しております期末、勤勉手当については、これも先ほど述べたとおりでございますが、今回の人事院勧告に準拠し引き下げを行います。0.35月相当に該当するというので、今後の財政推計を十分考慮した上で議員各位を含む特別職及び一般職の手当の独自削減を一律廃止いたしまして、本年12月支給分より条例本則どおりの支給月数に改めるものでございます。

実施日につきましては、平成21年の12月1日とするものでございまして、住居手当にありましては平成22年1月1日からとなるものであります。

なお、所要の経費につきましては、12月定例会においてお諮りをしたいというふうに考えており、職員給与等につきましては今後も財政状況に応じて見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

それでは、本文に入らせていただきますが、条例本文中の別表につきましては、議長のお取り計らいにより読み上げを省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、議案の第37号でございます。特別職の職員給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

条例第6条第2項第1号中「100分の212.5」を「100分の195」に、第2号中「100分の232.5」を「100分の220」にそれぞれ改める。

附則第2項および第3項を削る。

(特別職の職員給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

条例第8条第2項第1号中「100分の212.5」を「100分の195」に、第2号中「100分の232.5」を「100分の220」にそれぞれ改める。

附則第3項および第4項を削る。

(教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年上砂川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

条例第2条第4項第1号中「100分の212.5」を「100分の195」に、第2号中「100分の232.5」を「100分の220」にそれぞれ改める。

附則第3項および第4項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成21年12月1日から適用する。ただし平成21年度に限り、改正後の条例の規定中「100分の220」とあるのを「100分の222.5」に読み替える。

次に、議案の第38号でございます。一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 一般職の職員給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

条例第16条第2項中、6月に支給する場合には「100分の140」を「100分の125」に、12月に支給する場合には、「100分の160」を「100分の150」にそれぞれ改める。

条例第16条第3項中、「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の160」を「100分の150」にそれぞれ改める。

条例第17条第2項中、「100分の75」を「100分の70」に改める。

条例第17条第2項中、「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40を乗じて得た額の総額とする。」を「100分の35を乗じて得た額の総額とする。」に改める。

附則第3項中「100分の15」を「100分の15の範囲で別に定める率」に改める。

附則第8項および第9項を削る。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号を次のように改める。

2 その所有に係る住宅（町規則で定める職員を含む）のうち当該職員その他町規則で定める者によって新築され、又は購入された住宅に居住している職員で世帯主であるもの

第9条第2項第2号中「2,500円」を「5,000円」に改める。

附則第5項を削り、第6項を第5項に、第7項を第6項にそれぞれ改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成21年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成22年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で日程第3、議案第37号と日程第4、議案第38号について一括提案理由並びに内容説明が終了しましたので、順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成21年第7回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 柳 川 暉 雄

出席議員

議席 番号	氏 名	7 臨
		11.27
1	堀 内 哲 夫	○
2	水 谷 寿 彦	○
3	斎 藤 勝 男	○
4	数 馬 尚	×
5	高 橋 成 和	○
6	大 内 兆 春	○
7	川 上 三 男	○
8	横 溝 一 成	○
9	柳 川 暉 雄	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	7 臨
		11.27
町 長	加賀谷 政 清	○
副 町 長	貝 田 喜 雄	○
教 育 長	勝 又 寛	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
総 務 企 画 課 長	林 智 明	○
総 務 企 画 課 参 事	奥 山 光 一	○
住 民 福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○
税 務 出 納 課 長	高 木 則 和	○
建 設 水 道 課 長	清 野 勝 吉	○
消 防 長	川 下 清	○
教 育 次 長	渡 辺 修 一	○
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	高 橋 良	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	7 臨
		11.27
事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
書 記	三 上 美 知 子	○